

グループホームえみな ゆうまいの家 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社えみなが設置する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境と、地域住民との交流のもとで食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次の通りとする。

グループホームえみな ゆうまいの家

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次の通りとする。

北海道千歳市勇舞7丁目10番12号

(職員の員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。尚、下記の員数は常勤換算で基準となる人数であり、その基準を満たす員数以上で運営を行う(管理者を除く)。

(1) 管理者 各ユニット1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。また、ユニットの管理上支障がなければ他の職務や別ユニットの管理者を兼務する場合もある。

(2) 計画作成担当者 各ユニット1名(常勤換算)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また、利用者の処遇に関して支障がない時は、同ユニットの他の職務との兼務をする場合もある。

(3) 介護職員 各ユニット7名以上(常勤換算)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。また、1ユニットに対して、日中は利用者数が3またはその端数が増えるごとに常勤換算で1名以上配置し、夜間及び深夜帯は1人以上夜勤を行うために必要な人数を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は年中無休とする。

(利用定員)

第8条 利用定員は、18名とする(1ユニット9名)。

(介護の内容)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供するものとする。

(1) 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. その他必要な介護

(2) 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

(3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用

者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練
- イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
- ウ. グループ活動
- エ. 行事的活動
- オ. 園芸活動
- カ. 趣味活動（ドライブ、買い物等含む）
- キ. 地域における活動への参加

(4) 食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(5) 入浴支援

- ア. 入浴または清拭
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

(6) 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う

(7) 相談、援助

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ア. 日常生活に関する相談、助言
- イ. 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報の提供
- エ. 医療系サービスの利用についての相談、助言
- オ. 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- カ. 家族・地域との交流支援
- キ. その他、必要な相談、助言

(介護計画の作成)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を

説明し、同意を得交付する。

- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料)

第11条 本事業が提供する指定認知症対応型共同介護利用料は、介護報酬の告示上の額とする。なお、法定代理受領分以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 47,000円/月
 - (2) 管理費(水道光熱費込み) 30,000円/月
 - (3) 食費 1,100円/日(朝・昼・夕350円、おやつ50円)
 - (4) 冬季暖房費 6,000円/月(11月～4月)
 - (5) オムツ代、尿取りパット代、教養娯楽費は実費とする。
 - (6) 理美容代は、実費を徴収(パーマ・毛染め等は別途料金)する。
 - (7) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
 - 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第12条 指定認知症対応型共同介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 千歳市の介護保険被保険者であること。
 - (2) 要介護または要支援2の認定を受け、かつ医師より認知症の診断を受けていること。
 - (3) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (4) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (5) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該指定認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者の個人情報を含む認知症対応型共同生活介護計画、各種記録等については関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第16条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

2 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 苦情がサービスの向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。

4 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市長村の職員からの質問もしくは紹介に応じる。また利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

5 市町村から求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。

6 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合に

おいては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 7 国民連合保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民連合保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(衛生管理)

第20条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業員は、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に対する知識の習得を図る。

(緊急時における対応策)

第21条 職員はサービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡等の処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へと連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第22条 非常災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

- 2 非難災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連帯を図り、避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第23条 指定認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

- 2 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、千歳市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有するもの等とする。
- 3 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理する。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第26条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修

(2) 定期的研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

4 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

6 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護またはその従業員に対し、利用者サービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

1 この規程は、令和2年4月25日から施行する。

2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。